

伊 勢 崎 市
豊 城 町 区 規 約(案)

令和4年度改訂版

R4・7・15

伊勢崎市豊城町区規約（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、地方自治法（以下自治法という）第260条の2第1項に基づき地縁団体として伊勢崎市豊城町区（以下「区」という）という。

（区 域）

第2条 区の区域は、伊勢崎市豊城町全域とする。

（目 的）

第3条 区は豊城町の区行政を民主的に運営し、区民の相互協力によって平和的な楽しい町づくりを行い、福祉文化の向上ならびに生活環境の改善を図り、もって区の発展に寄与することを目的とする。

（構成員）

第4条 区の区域内に住所を有するすべての個人は、構成員（以下「区民」という）となることができる。

2 区の区域内に住所を有する法人、組合等は賛助構成員（以下「賛助会員」という）となることができる。

（区民、賛助会員の資格の取得および喪失）

第5条 区民又は賛助会員となるには、世帯台帳記入のうえ、組長を経て区長に届けなければならない。

2 区は正当な理由がない限り、区の区域内に住所を有する個人が区民となることを拒むことはできない。

3 区民又は賛助会員が、次の各号に該当した場合は、区民又は賛助会員の資格を失うものとする。

(1) 住所を区域外に移転したとき。

(2) 区民が死亡したとき又は、賛助会員の組織が喪失したとき。

(3) 退会の場合は組長を経て本部役員に報告されたとき。

（事務所の位置）

第6条 区の事務所は、豊城区民会館に置く。

第2章 事 業

（事 業）

第7条 区は第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 伊勢崎市（以下「市」という）よりの行政上の連絡および通報の伝達ならびに区民相互の連絡に関すること。

(2) 区民の福祉文化の向上および親睦に関すること。

(3) 区民の生活環境の改善に関すること。

(4) 豊城区民会館の管理運営に関すること。

(5) その他、第3条の目的達成のために必要な事業の実施に關すること。

第3章 区民の権利および義務

(権 利)

第8条 区民はこの規約にもとづくすべての区の活動に対し、平等の権利を有し、区所有施設を共用することができる。

(義 務)

第9条 区民は、策27条に定める区費を納入し、本規約を尊重し、かつ義務を負う。
2 賛助会員もこれに準ずる。

第4章 地域区分

(区 分)

第10条 区行政の円滑な運営および区民の相互親睦、ならびに連絡等のため隣組を置くとともに数単位にまとめて班区分する。
2 隣組数及び班数の増減は当該組員と本部役員で協議の上、変更することができる。

第5章 役員

(役員)

第11条 区に次の役員を置く。
(1) 区長 (2) 区長代理 (3) 書記 (4) 会計 (5) 環境指導員
(6) 会館管理員 (以上各1名ずつ) (7) 会計監査委員3名
(8) 評議員5~9名 (9) 顧問 若干名 (10) 班長 班数 (11) 班会計 班数
(12) 組長 組数 * (1) ~ (9) で合同役員会を構成する。
2 (1)~(6)を本部役員という。
3 (10)~(12)を班役員という。
4 (8)のうち1名を評議員長とする。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、別に定める「役員選出規程」による。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、次のとおりとし再選を妨げない。
(1) 役員(班役員、顧問を除く)の任期は、2年とする。
(2) 班役員の任期は1年とする。
(3) 顧問の任期は定めない。
(4) 欠員のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第14条 役員の職務は次の通りとする。
(1) 区長は区民を代表し全ての業務を統括する。また、総会・本部役員会・合同役員会・評議員会を招集する
(2) 区長代理は、区長を補佐し、区長事故あるときはその職務を代行する。
(3) 書記は、区全般事務のほか必要に応じ、区長委託に係わる事業の事務を掌る。

- (4) 会計は、区全般の会計業務を掌る。
- (5) 環境指導員は、環境美化に関する事務を掌る。
- (6) 会館管理員は、会館施設・設備の管理ならびに防火管理、使用・利用業務を掌る。
- (7) 会計監査委員は、区経理事務の監査を行い、総会にこれを報告する。また、区行政に具申することができる。
- (8) 班役員は、班内ならびに組内の意思を掌握し、区行政に反映させ、区の連絡通報にあたりとともに、区費・環境美化等の班内ならびに組内の事務を掌る。
- (9) 評議員は、区長の諮問事項に応えるとともに、評議員会での決定事項を区長に具申することができる。
- (10) 顧問は、区行政の運営等諸般の事項に関し、区長に助言を行うことができる。

第6章 機 関

(機 関)

第15条 区に次の機関を置く。

- (1) 総会・本部役員会・合同役員会・評議員会

(総 会)

第16条 総会は、区の最高議決機関で、第11条に規定する役員および区に居住する世帯主又はその代理者をもって構成する。

但し、第11条に規定する役員全員（班長、班会計は組長と重複するため除外）と各団体代表をもってこれにかえることができる。

*団体（民生児童委員、防犯委員、青少年育成推進員、健康推進員、社会体育推進員、神社総代、生涯学習推進員、女性防火クラブ、交通指導員、消防団員）

- 2 総会に出席できない上記構成員は、他の出席者にその表決権を書面をもって委任することができる。
- 3 総会の資料は全区民に配布し、組長は要望・意見を取りまとめ本部役員に提出する。

第17条 総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年3月末日までに開催する。

- 2 臨時総会は、構成員の3分の1以上の請求があったとき、又は必要に応じ合同役員会に諮り区長が招集する。

第18条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度事業の報告及び決算に関すること。
- (2) 新年度事業計画および予算に関すること。
- (3) 第11条の役員の選出に関すること。
- (4) 区行政の方針に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項。

(本部役員会)

- 第19条 本部役員会は、本部役員をもって構成し月1度の定例会議を開催する。また、区長は必要に応じて随時招集することができる。
- 2 本部役員会に付議すべき事項は都度、状況に合わせた事業計画、予算、その他に関する事
- 3 前項の会議には必要に応じ、評議員および顧問も、区長の招集により出席することができる。

(評議員会)

- 第20条 評議員会は、評議員をもって構成し、必要に応じて区長が招集し、区長が付議した事項を審議する。
- 2 評議員長は、区行政に関する審議のため必要に応じ、本部役員と会計監査委員の出席を要請することができる。
- 3 評議員長が必要と認めたときは、区長の招集を待たずに評議員会を招集し、その決定事項を区長に意見具申することができる。

(合同役員会)

- 第21条 合同役員会は本部役員、評議員、会計監査委員、顧問で構成し、随時必要があるときに区長が招集できる。
- 2 合同役員会に付議すべき事項は次の通りとする。
- (1) 総会で付議すべき事項の事前検討
- (2) その他区長が付議した事項。

第7章 会 議

(会議の成立)

- 第22条 会議は、その構成員の2分1（委任状を含む）以上の者の出席がなければ開くことができない。

(議決と議長)

- 第23条 会議の議決は、出席人員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会および評議員会を除き、総ての会議は区長が議長となる。
- 3 総会の議長は、出席者の中より選出する。評議員会は評議員長が議長となる。

第8章 資 産

(資 産)

- 第24条 区の所有する不動産は次のとおりとする。
- 1 建物
- 名称：豊城区民会館
- 延べ床面積：326.23㎡
- 所在地：伊勢崎市豊城町1905番地
- 2 土地（地目：面積：所在地）

・宅地	514.00㎡	伊勢崎市豊城町1905番地
・宅地	476.00㎡	伊勢崎市豊城町1908番地
・宅地	396.00㎡	伊勢崎市豊城町1904番地

前項以外の資産については、別に資産台帳を作成する。

(不動産の取得管理処分)

第25条 不動産の取得管理処分は、総会の議決を要する。

2 区長は前条の資産の維持のため必要な管理を行う。

(経費)

第26条 区経費は、区費および賛助区費ならびに市事務委託料、奨励金、又は寄附金等の収入をもって充てる。

(区費)

第27条 区費の金額については、毎年総会の議決によって定める。ただし、緊急に必要なが生じたときは、臨時総会で特別徴収を議決することができる。

2 区費は世帯単位とする。但し、2世帯住宅は同一世帯とみなす。

3 区費は一括払い（全納）とする。ただし半納することもできる。

4 期中の転入転出は月割りで計算した上での一括払い（転入）、返金（転出）とする。

5 賃貸物件の区費については所有者または、管理会社との相談による。

(会計年度)

第28条 区の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第9章 役員手当

(手当金)

第29条 第11条に規定する役員の手当は、毎年度区の予算の範囲内において総会で定める。

第10章 解散

(解散)

第30条 民法第68条第1項第3号および第4号ならびに同条第2項の規定により、解散するものとする。

(残余財産の処分)

第31条 解散の場合の残余財産は、総会の議決を経、本区と類似の目的を有する他の団体、又は市に寄付するものとする。

第11章 雑則

(規約の改廃)

第32条 この規約は合同役員会の議決を得なければ変更できない。また、合同役員会で重要事項と判断した場合は総会の議決を経なければならない。